

# マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令等(案)等に関する意見募集の結果について

国土交通省住宅局市街地建築課

資料2-3

住宅団地の再生のあり方に関する検討会（第2期） 第3回  
平成30年2月28日（水）

## 意見募集の結果の概要

- 意見募集期間;平成29年12月18日(月)～平成30年1月22日(月)
- 意見提出総数;5件 (提出者数 4者)

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
改正の賛否に関するもの (2件)	マンションの建替えを円滑にする方策として今回の省令等の改正案に異論はなく、多角的視点から問題点を捉え対応しているものとして評価する。	今後ともマンション建替え等の施策推進に努めて参ります。
団地内の各棟間の連携に関するもの (1件)	同一敷地に数棟の建物(区分所有)が存在し、一つの管理組合を設置して管理運営している場合は他棟との連携を考える必要性はないが、各棟の管理組合のみ存在している場合は、横の繋がりが建替え業務を円滑に進める上で有益である。	ご指摘のとおりであり、今回の省令、告示、ガイドライン等の改正においては、例えばガイドラインに記載する準備段階の留意点として、「全棟一括管理ではない場合には、各棟の理事会の主導の下で勉強会を立ち上げ検討を行う場合も考えられますが、このようなケースでは各棟の検討について団地全体で十分に調整を図ることが必要となります。」とするなど各プロセスにおいて、団地全体で各棟が相互に連携すべき旨を記載することとしております。

※この他、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する御意見を頂きました。今回の省令、告示、ガイドライン等の改正と直接の関係がないため掲載していませんが、今後の施策推進に当たって参考にさせていただきます。

本資料は検討会における審議用資料であり、今後内容の追加・修正の可能性がございます